

無事故運動 実施要領

(公社) 福岡県トラック協会

1. 目的

この運動は、会員事業所が年間及び年末における輸送の安全運行を確保し、併せて交通安全意識の高揚と交通事故防止を図ることを目的とする。

2. 主催

公益社団法人 福岡県トラック協会 (以下「県ト協」という。)

3. 後援

福岡県警察

九州運輸局 福岡運輸支局

交通事故をなくす福岡県県民運動本部

一般財団法人 福岡県交通安全協会

4. 運動期間

(1) 年間無事故運動・・1月1日～12月31日 (1年間)

(2) 年末無事故運動・・11月1日～12月31日 (2ヶ月間)

5. 参加事業所及び車両

(1) 参加事業所

県ト協加盟単位の貨物自動車運送事業所とする。

(2) 対象車両

参加事業所に所属の全事業用車両とする。

6. 実施方法

(1) 県ト協及び支部 (分会) は、後援機関・団体との緊密な連携のもと本運動を実施する。

(2) 参加事業所は、次の事項に留意し、本運動の円滑な推進を図る。

①参加事業所は全従業員に対し、本運動の趣旨を周知徹底させるとともに、交通安全啓発の用品等を掲出する等、事業所全体で交通事故防止の意識の高揚を図る。

また、交通安全のための社内研修会及び地域の交通安全運動等に積極的に参加する。

②参加事業所は運動期間終了後、別添様式「福岡県トラック協会無事故運動実施結果報告書」(以下「実施結果報告書」という)に所要事項を記載し、本運動の取り組み状況等の資料を添付し、翌年1月20日までに所属する支部に提出する。(提出期日厳守)

③支部は、実施結果報告書の提出事業所を無事故運動表彰規程により、最優秀・優秀事業所と優良事業所に分類して、翌年2月1日までに県ト協に推薦する。推薦しない事業所の実施結果報告書は提出する必要はない。

各グループ編成は、表彰対象年の11月末日現在の保有車両数で下記グループ編成表に基づき分類する。

(グループ編成表)

グループ	保有車両数
A	41台以上
B	21台～40台
C	11台～20台
D	10台以下

7. 表彰

本運動の取り組みが優秀な事業所については、次により表彰を行うものとする。

- (1) 表彰の審査は、無事故運動表彰規程に基づき行う。
- (2) 表彰の種類は次のとおりとする。

(年間無事故運動表彰)

①最優秀事業所表彰

- ・福岡県警察本部長表彰 (10社以内)

②優秀事業所表彰

- ・福岡県警察本部交通部長表彰 (10社以内)
- ・九州運輸局福岡運輸支局長表彰 (10社以内)
- ・交通事故をなくす福岡県県民運動本部長表彰 (10社以内)
- ・一般財団法人 福岡県交通安全協会会長表彰 (10社以内)

(年末無事故運動表彰)

優良事業所表彰

- ・公益社団法人 福岡県トラック協会会長表彰

- (3) 被表彰事業所は、県ト協の定時総会において表彰する。

8. 事務局

事務局は県ト協内に置く。

附 則

1. この要領は、平成17年1月1日から施行する。
2. 平成25年4月9日一部変更。